

行政訴訟「L」 会社による不当労働行為を最高裁が断罪！

6月12日、最高裁判所第三小法廷は、2005年大阪台検車両所分会が職場で行っていた組合の情報配布活動への介入及び掲示物撤去は、中央労働委員会が命令したとおり不当労働行為であると、会社のすべての言い分を退けて棄却することを決定した。

この最高裁判所の決定は、2008年中央労働委員会の「中労委平成19年（不再）第32号事件」の命令に対し会社が行政訴訟を起こしていたもので、2010年3月25日に東京地方裁判所で棄却、同年10月21日には東京高等裁判所「平成22年（行コ）第149号不当労働行為救済命令取消請求控訴事件」においても棄却され、会社が最高裁判所に上告していたものである。

この決定により、中央労働委員会が発した命令「①本件ビラ配布は、会社が同書記長を1日半にわたり本来の業務から外して事情聴取等したことは、会社の業務指示に従わなかったことへの対処の仕方としては行き過ぎたものといわざるを得ず、また、会社が就業規則の一部の書き写しをさせたことも相当性を欠くと解される。そして、分会書記長ないし本件事情聴取等の状況を知ることになる組合員に、組合活動への意思を阻喪（そそう）させるものであることは明らかである。このことに加え、会社と組合らとの間では多くの紛争が生じ本件当時も対立した状況にあり、会社は組合らの存在を快く思っていなかったと推認されることを併せ考えると、本件事情聴取等は組合らの運営に支配介入したものであるとして労組法7条3号の不当労働行為に当たる。②『いま、JR東海会社で日常的に行われているパワーハラスメントって何?!（2005年3月22日撤去）』『いま、JR東海会社で日常的に行われているパワーハラスメントって何?!（2005年3月23日撤去）』を撤去したことは、労働組合法第7条第3号の不当労働行為である。」が確定した。

当時、大阪台検車両所分会が職場で配布していた情報は「4年連続ベアゼロは絶対認められない!」「恣意的カットはやめろ!」「新幹線の台車から走行中?にビスが落失」「700系車両の3編成でビスが10本も落失!」などJR東海がかかえる問題であり、他職場においても、一方的休日出勤の強要、長期乗務停止、長時間拘束しての事情聴取、威圧的な管理者の指導、反省レポートの提出強要など、職場には不安や不満が渦巻いていた。このような職場の不満が情報配布により他労組に広まることを恐れた会社は、正当な組合活動である情報配布に介入するため、分会の中心的存在であった書記長を「業務指示」で呼び出し、分会に対する弾圧を行ってきたのである。今回の最高裁の決定により組合の正当性があらためて明らかとなり、会社の不当労働行為が断罪された。

私たちは、今後も更に職場から当たり前の組合活動を展開していくと共に、仲間の絆を大切に、一切の組織破壊攻撃を許さず、多くの労働者に勇気と自信を与える闘いを組織一丸となって展開していくことを明らかにする。

2012年6月12日
JR東海労働組合中央本部
JR東海労新幹線関西地方本部
JR東海労大阪台検車両所分会